

ダイオキシン類対策特別措置法施行状況（平成 19 年度）



環境省は、都道府県及び政令市の計 99 地方公共団体からの報告に基づき、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までを対象に、ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況を取りまとめて公表しました。

19 年度末の特定施設数は、大気 12,147 施設 (8,807 事業場)、水質 4,139 施設 (1,907 事業場) となっており、前年とほぼ同様でした。

特定施設に係る規制事務実施状況として、立入検査が実施された件数は、大気関係 6,751 件、水質関係 1,119 件でした。また、命令が発令された件数は、大気関係 37 件、水質関係 0 件、命令以外で指導が行われた件数は、大気関係 4,113 件、水質関係 202 件でした。

都道府県・政令市による測定及び設置者による測定の結果、排出基準を超過した施設等の件数は、大気基準適用施設 102 件、水質基準適用事業場 2 件であり、それらのうち、37 件に対しては、改善命令、一時停止命令が執られています。

当社では、発生源試料(排ガス、燃え殻、飛灰、排出水、廃酸、廃アルカリ、汚泥)、環境試料(一般環境大気、土壌、底質、環境水、地下水等)、作業環境、原水、浄水、実験試料などのダイオキシン類の分析が可能です。お気軽にお問い合わせください。

資料 2008 年 12 月 9 日付 環境省報道発表資料

クロマト分析箇所 山下右祐